



| | |
|--------------|---|
| Title | 軍拡というパラドックス：米国の兵器開発過程におけるシビリアンの介入とその帰結 |
| Author(s) | 河合, 将志 |
| Citation | 大阪大学, 2016, 博士論文 |
| Version Type | |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/56009 |
| rights | |
| Note | やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。 |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

| | |
|--|---|
| 氏 名 (河 合 将 志) | |
| 論文題名 | 軍拡というパラドックス —米国の兵器開発過程におけるシビリアンの介入とその帰結— |
| 論文内容の要旨 | |
| <p>なぜ軍拡（軍備拡張）は生起するのだろうか。軍拡は軍拡競争とそれを介した戦争を引き起こす可能性だけでなく、自国の財政を圧迫する可能性をも孕んでいるにも関わらず、これまで繰り返し生起しており、国際・国内社会から解決されるべき課題として見なされてきた。</p> <p>このような背景に鑑み、本研究においては「アメリカにおける戦闘機開発に伴う軍拡」を分析することによって、「なぜ軍拡は生起するのか」という上記の問いに対する解を模索する。つまり、「なぜアメリカにおける戦闘機開発に伴う軍拡は生起するのか」という問いを具体的なリサーチ・クエスチョンとして設け、そのもとに分析を進める。</p> <p>本軍拡に焦点を当てるのは、兵器開発の盛んなアメリカにおいて生起する規模の大きな軍拡はその代表的な事例として位置づけることができ、また、戦闘機は冷戦後にアメリカが介入した主要な戦争において中心的な役割を担ってきた兵器であるにも関わらず、既存の軍拡理論を本軍拡へ適用することができないからである。換言すれば、本軍拡は軍拡という現象を象徴するものであるだけでなく、現代のアメリカの安全保障政策につながる現象でもありながら、軍拡に関する既存の知識ではその生起メカニズムを説明することができないために、着目に値するのだ。</p> <p>以上のような本軍拡の位置づけを鑑みれば、その生起メカニズムの解明は軍拡研究の新たな視座の構築につながるばかりか、現代のアメリカの安全保障政策の起源を明らかにすることにも間接的に結びつくのである。</p> <p>軍拡とされてきた現象のおおよその共通項は「兵器開発の集中した状態」とでも表現でき、そのような観点からアメリカにおける戦闘機開発を概観すると、軍拡は60年代中期、70年代前期、90年代中期に生起していることになる。したがって、アメリカにおける戦闘機開発に伴う軍拡とは、具体的に言えば、「60年代中期における軍拡」、「70年代前期における軍拡」、「90年代中期における軍拡」のそれぞれを指し、これらが事例となる。</p> <p>分析を進めるにあたっては、「シビリアンの兵器開発過程への介入がアメリカにおける戦闘機開発に伴う軍拡を引き起こす」という仮説を設けた。というのも、以下のような展開が想定されるからである。シビリアンは予算のマネジメントを担っていることから、兵器開発の経済性を高めようというインセンティブを持つはずのアクターであり、故に兵器開発過程において開発計画の作成といった重要な作業を個別に担う各軍に対して、共同開発のような合理化政策を指示する可能性がある。他方、それぞれに異なる任務を担い、理想とする兵器の異なる各軍は個別に開発計画を作成することのできる状態に利益を見出しているはずである。したがって、シビリアンによる共同開発のような合理化政策、またはその可能性に直面した場合、各軍はその状態の喪失を回避しようと、合理化政策の履行に先行して兵器開発を開始することのできる開発計画を作成するといったことが起こり得る。そして、実際に各軍によって兵器開発が行われた結果（実際に複数の兵器開発が開始された結果）、シビリアンの介入（シビリアンによる共同開発のような合理化政策の強要やその可能性の生起）後というタイミングで兵器開発の集中した状態である軍拡が生起するという展開が想定されるのである。</p> <p>このように、本仮説は兵器開発の合理化を意図したシビリアンの行動がその意図とは逆の指向を有する軍拡を招くという、これまで想定されてこなかったパラドキシカルな軍拡の生起メカニズムを示すものなのである。また、少し視点をずらせば、それは個々のアクター（シビリアンと各軍）がそれぞれの選好に基づいて合理的な選択を行った結果、全体（国家）としては非合理的な選択（意図せざる軍拡）を行うことになるというパラドキシカルな構図を提示するものでもあるのだ。</p> <p>分析の結果、いずれの事例においてもシビリアンによる合理化政策と、回避行動と見て取れる各軍の兵器開発が観察され、シビリアンの介入が兵器開発を集中させ、軍拡を生起させる様子が明らかになった。つまり、「シビリアンの兵器開発過程への介入がアメリカにおける戦闘機開発に伴う軍拡を引き起こす」という仮説の実証に成功したのである。</p> | |

論文審査の結果の要旨及び担当者

| 氏 名 (河 合 将 志) | | |
|-----------------|-----|-----------|
| | (職) | 氏 名 |
| 論文審査担当者 | 主 査 | 准教授 中嶋 啓雄 |
| | 副 査 | 教授 竹内 俊隆 |
| | 副 査 | 教授 星野 俊也 |
| | 副 査 | 教授 松野 明久 |

論文審査の結果の要旨

河合氏の論文は、一般に軍備の拡張（軍拡）を抑制する要因として作用すると考えられている文民（シビリアン）による兵器開発への関与が、逆説的ながら軍拡を促すことを論証しようと試みたものである。具体的には軍拡の代表的な事例として、兵器開発の盛んなアメリカ合衆国の戦争・戦闘で、とりわけ冷戦後、中心的な役割を担うようになった戦闘機の開発が扱われている。

論文は本文全5章から成っている。序章では軍拡が「兵器開発の集中した状態」と定義された上で、先行研究が重視してきた他国による軍拡、軍事企業の動向（技術革新・軍産複合体論）、選挙対策、自由化といった軍拡要因が批判的に検討されて、「シビリアンの兵器開発過程への介入がアメリカにおける戦闘機開発に伴う軍拡を引き起こす」という仮説が示されている。また、仮説に基づく軍拡のモデルが提示されている。第1章では60年代中期の軍拡が取り上げられている。フォード社長として経営の合理化を推進した経験を持つ国防長官ロバート・S・マクナマラは、兵器開発において文民を優位に置く法制度改革の後押しもあり、海軍、空軍に戦闘機F-111の共同開発を命じたが、両軍は文民による介入を忌避し、それぞれF-14、F-15という別の戦闘機を開発した。第2章では70年代中期の軍拡が対象となっている。マクナマラが国防総省に連れてきた大学で工学等を修めた「神童（Whiz Kids）」を含むいわゆるファイター（戦闘機）・マフィアは、議会が高額のF-15への支出を打ち切る可能性を空軍幹部に示唆し、その結果、空軍ではYF-16、YF-17の開発が開始されて、最終的に前者がF-16として採用された。また、議会はYF-16、YF-17を空軍と共同開発する場合にかぎり、海軍に戦闘機の新規開発を認めたが、結局、YF-17を土台としながらもまったく別個のF/A-18が開発されるに至った。第3章では90年代中期の軍拡が検討されている。クリントン政権下、レス・アスピン国防長官が進めた冷戦後、初の通常兵力の再編構想「ボトムアップ・レビュー」（1993年）に基づき、空軍と海軍、さらには後には海兵隊も戦闘機の共同開発を指示された。だが、「ボトムアップ・レビュー」に基づくJAST計画自体、それぞれの派生型の開発を前提としており、自らの意向を反映させたい空海両軍と海兵隊は共通性の低い実験機X-35を採択し、最終的にF-35A、F-35B、F-35Cが開発されることとなった。終章では、各章における事例研究を通じて仮説・モデルの妥当性はおおむね実証されたことが示され、さらなる事例研究を積み重ねることによりモデルの適用範囲を明確にし、またそうした研究の結果をモデルの精緻化のためにフィードバックする必要性が言及されている。

本論文には次のような特徴がある。まず、仮説・モデルの提示、三つの事例研究を通じたその検証、結論という論理的な構成になっており、議論がきわめて明快に整理されている点である。戦闘機というやや特殊な対象を取り上げて、当該分野の資料を渉猟しながらも、社会科学的に精緻な議論を展開しようとしている点は、本論文の長所と言ってよい。他方、その明快性は本論文の課題にも繋がっているように思われる。本論文で用いられる軍拡の定義は分析上、操作しやすく定義されているが、それが通常、認識されるところの軍拡を意味するのか、若干疑問が残る。また、文民の代表例として国防長官や連邦議会議員が挙げられているが、それについてももう少し丁寧な定義づけが必要であろう。今後、アメリカの戦闘機開発以外の事例を検証することも当然求められよう。

このように本論文にはいくつかの課題も残っているが、従来、学術的な研究の対象に必ずしもなっていないアメリカの戦闘機開発に関して、新たな知見を付与した点は意義深く、軍縮研究等の隣接分野への政策的インプリケーションにも富んでいる。したがって、本審査委員会は全員一致して、提出された論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。